

令和2年 第2回

武蔵野市教育委員会定例会

令和2年2月5日

於 教育委員会室

武蔵野市教育委員会

令和2年第2回武蔵野市教育委員会定例会

○令和2年2月5日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	清 水 健 一
委 員	山 本 ふみこ	委 員	渡 邊 一 衛
委 員	小 出 正 彦		

○事務局出席者

教 育 部 長	福 島 文 昭	教育企画課長	渡 邊 克 利
指 導 課 長	秋 山 美 栄子	統括指導主事	小 澤 泰 斗
教育支援課長	牛 込 秀 明	生涯学習課長	長 坂 征
生涯学習課 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館 担当課長	栗 原 一 浩	生涯学習課 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館 副参事	小 山 佳 幸
図 書 館 長	鎌 田 浩 康	指 導 課 長 教 職 員 担 当	大 野 浩 子

○日 程

1. 開 会
2. 事務局報告
3. 議 案

議案第3号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和2年度武蔵野市教育委員会の基本方針について

議案第4号 武蔵野市立小・中学校管理職の人事について

議案第5号 武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則の一部を改正する規則

議案第6号 武蔵野市立学校職員出勤等記録整理規程の一部を改正する訓令

議案第7号 武蔵野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

議案第8号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職

等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

4. 協議事項

- (1) 武蔵野市学校施設整備基本計画（案）について

5. 報告事項

- (1) 武蔵野市立学校職員の海外旅行取扱基準の一部改正について
- (2) 武蔵野市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の一部改正について
- (3) 武蔵野市教職員健康管理要綱の一部改正について
- (4) 武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領の一部改正について
- (5) 武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会報告書について
- (6) 武蔵野市ロードレース2020（市内駅伝競技大会・市民健康マラソン大会）の実施について
- (7) 令和元年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」開催報告について
- (8) 令和元年度 第4回武蔵野市子ども図書館文芸賞について

6. その他

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから、令和2年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において渡邊委員、小出委員、私、竹内、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

これより、議事に入ります。

本日の議事のうち、議案第4号 武蔵野市立小・中学校管理職の人事については、人事に関する案件でございますので、最後に非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、非公開といたします。

◎事務局報告

○竹内教育長 これより、議事に入ります。

まず、事務局報告です。

教育部長からお願いします。

○福島教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について、ご報告させていただきます。

まず、1月28日に開催した、今年度2回目の開かれた学校づくり協議会代表者会についてご報告いたします。

委員の皆さんもご出席、ありがとうございました。

今回は地域みんなで子どもを育てることを実現するための課題や、開かれた学校づくり協議会の今後のあり方をテーマに、市内小・中学校各校の開かれた学校づくり協議会

の代表者の皆様にグループ協議をしていただきました。

グループ協議後の意見の共有では、PTA活動への参加の人数が少なくなっていること、対話をしていくことや組織同士のコミュニケーションをつなげていくことの大切さ、授業を見た後、開かれた学校づくり協議会の委員同士で話せる機会があったら良いのではないかと、協議会委員も一緒に何か進めていくという活動の場があると良いのではないかなどのご意見がありました。

参加者の皆様から頂いたご意見を踏まえ、学校、保護者、地域の連携、協働や開かれた学校づくり協議会のあり方について、検討を進めていきたいと考えております。

次に、中国で発生した新型コロナウイルス感染症に関して、1月31日、市長を本部長とする武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。学校においても、手洗いや、せきエチケット等の指導を徹底するなど、感染症対策を徹底してまいります。

なお、1月31日の本部決定により、学校に対してはマスク、消毒薬の配布をいたすこととしておりまして、主に来校者用ということでございますが、来校者にも対応をとっていただいた上で、入校していただくような体制をとってまいりたいというふうに考えております。

次に、市内の学校の状況についてご報告いたします。

いよいよ2月になり、1年間のまとめの時期となり、多くの行事などが行われます。

まず、市、教育課題研究開発校の研究発表会についてご報告をいたします。

1月24日には、第一小学校と大野田小学校で英語教育をテーマに開催をされました。第一小学校では234名が参加し、研究テーマ、「笑顔でコミュニケーションする児童の育成～外国語・外国語活動の授業づくりを通して～」について。

また、大野田小学校では184名が参加し、研究テーマ、「外国語になれ親しみ、進んでコミュニケーションを図ろうとする児童の育成～主体的な聞き手を育てる言語活動を通して～」について。

どちらも授業公開と2年間の研究発表を行いました。

2校ともにコミュニケーションを楽しみながら取り組む児童・生徒の姿を見ることができ、研究の成果を実感できる研究発表会となりました。

次に、市立小・中学校の書き初め展が1月25日から3日間、市民文化会館で開催されました。全小・中学校で児童・生徒が取り組んだ作品のうち、小学校1・2年生の硬筆書写が250点、小学校3年生から中学校3年生の毛筆書写が750点、展示されました。3

日間で3,426人の来場者の方に鑑賞していただきました。

同じく市民文化会館で、小・中学校美術展が1月31日から5日間、2月4日まで開催されました。全小・中学校の児童・生徒が図画工作と美術の時間に作成した作品とともに、本年度も本市と友好都市交流をしている富山県南砺市利賀村及び長野県安曇野市豊科の小・中学校の児童・生徒の作品が特別展示されました。5日間で4,269人の来場者がありました。

東京都主催の発表会では、東京都小学生科学展が1月10日から4日間、日本科学未来館で開催され、本市からは大豆の発芽について調べ、まとめた大野田小学校の第6学年児童の作品、「大豆好みの水は何」、水の種類によって大豆の発芽は変わるのかを出品し、1月11日に発表いたしました。

2月2日には、都内区市町ごとの中学2年生による第11回中学生「東京駅伝」大会が、味の素スタジアム近くのアミノバイタルフィールドをスタート・ゴールとして開催されました。本市代表チームは、男子28位、前年度は19位、一昨年度は26位、女子が18位、前年度が20位、一昨年度も20位と健闘し、総合が23位、前年度が18位、一昨年度が20位という結果で、タイムも男子2時間27分5秒、女子1時間56分24秒と、男女ともに立派な成果を上げることができました。なお、女子チームは、今年度も昨年度のタイムを上回りましたので、特別賞を受賞いたしました。

特別支援学級紹介・作品展を本日、2月5日から13日の平日、市役所1階ロビーで開催をする予定でございます。

次に、2月8日、都庁において令和元年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰が開催されます。本年度は第一小学校吹奏楽団と第二小学校、第6学年児童が表彰されます。第一小学校吹奏楽団は、令和元年11月23日に大阪城ホールで開催された第38回全日本小学生バンドフェスティバル全国大会、吹奏楽バンドフェスティバル部門で金賞を頂いたことを理由として、また第二小学校児童は令和元年8月25日に開催された第35回高円宮杯日本武道館書写書道大覧会、硬筆の部で全国都道府県教育長協議会賞を頂いたことを理由として表彰されます。おめでとうございます。

2月13日から19日までの間の6日間、東京都美術館で開催される東京都公立学校美術展覧会には、本市も含めた都内の小・中学校、中等教育学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の図工、美術の平面立体作品、技術・家庭の作品が出品される予定でございます。

次に、第三中学校の体育館2階の天井ボードが一部落下した件についてでございます。

この件については、先週、速報でお知らせしたところですが、本日、その後の状況をまとめた続報を机上に配付をさせていただいております。

原因は、体育館棟4階の女子トイレのバルブの不調により、少量の水が常時流れており、4階から3階にかけてトイレの汚水を流す縦配管の亀裂から漏れた水が2階の天井裏にたまり、ねじでとめていた天井ボードが水分を含んで重くなり、落下したものでございます。

これについては、既に2月2日に修繕工事が完了しておりますが、今回の件を通して多くの方にご心配をおかけしましたこととおわび申し上げます。

今回は雨漏りということではなく、フラッシュバルブの不調から、このような事態というふうになったわけですが、その他の学校改築とは別に、既存の学校についても、これからまだしばらくの間、使い続けていく必要がありますので、既存校の安全確保についても、その方策の検討を進めていきたいというふうに考えておりました、今後の対応も含め詳細は3月5日の文教委員会のほか、教育委員会定例会でもご報告いたしたいと考えております。

事務局報告は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いします。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 今、部長が説明してくださった中の三中の件なんですけれども、まずは生徒の被害がなくて良かったと思えました。この資料の中に、1月28日の火曜日の登校前、天井から水漏れが認められたため、該当する天井下を立入禁止としたということなんですけれども、校内巡視した方が、立入禁止にする必要があるなという判断をしたその状況とか経緯を、もう少し詳しくお伺いできたらと思うんですが。

○渡邊教育企画課長 生徒が登校する前に、管理職や用務主事が、毎朝この状況をチェックしています。その中で、少し水漏れがしていて、このような天井板に、少したわみが認められたということで、即、そこの部分を立入禁止にしたという経緯がございます。

○清水教育長職務代理者 はい、分かりました。

今回の事故で、始業前の校内巡視の大切さというのが証明されたのではないかなと思うわけですが。校内巡視というのは、小学校でも中学校でも毎朝、必ずやるべきだし、やっているはずだと思うんですけれども、いろいろな箇所がありますね、学校は、非常に

広いので。そういう中で、視点をもって校内巡視をするということがとても大事だろうと思います。視点をもって、早期に異常を発見して、それに対応していくということができるようになっていくためにも、今回の教訓として、特にどういうところを注意して見ていくのかをぜひ校長会とか副校長会でお伝えいただきまして、精度の高い校内巡視が行われるようにしていただきたいと思っております。

○竹内教育長 教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 今回の事案も含めまして、ご指摘のとおりだと思いますので、校長会、副校長会等で、この事例は共有させていただいて、今後に活かしていきたいと思えますし、市としましても教育企画課、それから専門的な施設課による点検もしっかりとやっていきたいと考えております。

○清水教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 関連して、よろしいでしょうか。

マンションの定期点検では、こういうところを見てくださいということを、手順書的に書いてあるのです。ですから、いろいろな理事の方が交代で見てもある程度発見できるのです。そのような手順書にするとか、マニュアルにするとか、状況を写真に撮っておくとか、特に気をつけるべきところを、皆さんがよく分かるように記録として残して、それで保守点検に回って、それで事前になるべく早く発見していただくと、より良いと思います。清水先生が、おっしゃっていただいたように、単に伝えるだけでは、多分どのように見たらいいかが分からないので、マンションの点検のように参考にさせていただけるといいと思います。

○竹内教育長 清水委員もおっしゃったように、学校施設は結構、広い範囲でいろんなケースがあるんですね。例えば台風が来る前にどういう措置をしておくとか、半地下の校舎が結構あるので、そういったところの水がたまっちゃうということもあります。それから、大分前のことですが、学校のプールも給排水の仕方、バルブの開け閉めの手順が、徹底されてなくて、水を落とすしちやっとなんて過去に事例もあるので、使い方とか運用とか管理の仕方というのは、広範にはなるんだと思うんですけども、この機会にそういうことの精度を上げていくというのは必要なんじゃないかな。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 今、教育長のお話を伺っていて、学校のプールの排水バルブと

というのが、経年劣化というか、変化で状態が、学校ごとに違うんですよね。学校によっては閉めていって、一度かたくなるんだけど、そこでとめちゃうとちよろちよろ出ていると。さらに閉めなくちゃいけないとか、いろいろケースがあるので、しっかり閉められるような、そういうメンテナンスを進めることも必要かなと思いました。

○渡邊委員 もう一点、よろしいでしょうか。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 責任を追及するということではなくて、これを次の段階に残して、いかにしてそういうことが起きないようにするかということが重要です。これは一つの教訓で、失敗というのは一生使える道具なので、ぜひそういう形で残していただきたいと思います。

○竹内教育長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 前教育委員の山口先生が、今、清水委員が言われた校内巡視の話をよく聞かせてくださったんですね。それがどれほど責任が重くて、それから隅々まで見るので、朝早く巡視しているときは恐ろしかった、怖かったというふうな話を伺ったことがあって、私はいろんな意味での巡視なんだろうと思っていました。今回は各学校の構造体に関する点検調査の大切さということ、改めて突きつけられた出来事だったと思います。協議事項でまた、この学校施設整備基本計画案についてお話しするときに、その改築計画と平行して常に必要になる各学校の構造体に対する点検、調査、つまり目指すところは安全確保ということなんだけれども、そこをもう一度ちゃんと確認したいと思っています。

それから、先生方や学校関係者の校内巡視だったり、さきほど渡邊委員が言われたマンションの点検のような専門的な点検も大切だけれども、保護者や地域、つまり私たちの視点というのも意外と効き目があるというか、つまりこのようなことをちゃんと共有して、これからいろんな学校の点検にも関わっていきましょう、気がついたことは小さいことでも学校にお知らせしましょう、もしくは教育委員会に知らせましょうというような、意識の共有が必要だということにつなげていくといいなというふうに考えています。

以上です。

○渡邊委員 もう一点、よろしいでしょうか。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 地域の方、子どもたちの目というのも大切だと思います。こういうことがあったということは、子どもたちにもきちんと知らせる。自分たちでも気をつけるようにしましょうとか、そういうことももしかして教育の一環として非常に重要なのではないのでしょうか。自分たちのいる学校をより大切にするという観点で、そういうことがあってもいいのではないか。山本委員がおっしゃったので、そういうことも含めて検討していただけるといいと思います。

○竹内教育長 教育部長、どうぞ。

○福島教育部長 今回、三中においては、渡邊委員がおっしゃったように、全校生徒に対して落下事故については説明をするとともに、注意喚起を図ったところがございます。そのような観点も含めて校長会等では伝えていくとともに、朝の巡視というのは、これは先生方にしっかり見てもらう必要があると同時に、教育委員会としてもまた別の視点できっちりと点検、改修が行っていきけるような体制について、検討してまいりたいと思います。このような事故が今後また起きないように、気をつけてまいります。

○竹内教育長 今、山本委員は構造体のことっておっしゃったじゃないですか。今回の件は、私は設備のことだと思っているんですけども、その辺についての認識はどうなんですか。

教育企画課長、どうぞ。

○渡邊教育企画課長 構造体は、具体的に言うと、柱、はり、それから屋根、壁といったものになります。その中に配管を含めていろんな設備があって、学校施設が成り立っています。今回のトイレの配管については、構造とは別の話になってまいりますが、その配管がはりに近い部分もございましたので、その部分の状況は目視ですけれども、確認をいたしました。基本的に、そこがぬれて、何か影響が出ているといったことはなかったです。非常にきれいな状況でした。でも、配管を水が伝って、この天井ボードにたまってしまったと。構造とは別の部分だったのかなと思っています。

○竹内教育長 後ほど協議事項で学校施設整備基本計画のところもありますので、確認させてもらいました。改築順を検討する際には、構造体の部分についていろいろ調査をして検討していただいたんですけども、同時に今日、報告事項でいろいろご意見いただいたように、日常の管理というのもあわせて大事なので、保全の部分についても、どういふふうに行っていくのかと、両方のことが必要ですよ。

ほかにはございませんか。

◎議案第3号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和2年度武蔵野市教育委員会の基本方針について

○竹内教育長 それでは、議案に入ります。

議案第3号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和2年度武蔵野市教育委員会の基本方針についてを議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 それでは、ご説明いたします。

議案第3号の資料をご覧ください。

訂正前、訂正後、比較している形の表です。右肩に参考資料と書いているものですね。前回の定例会で協議をしていただきましたので、その修正点を踏まえて、今日は議決をいただくことになります。

まず、一番上の基本目標の部分は、前回の協議事項以降は修正はございません。

基本目標の下、基本方針です。参考資料の2枚目になります。

こちらは、前回、協議事項としてお示した内容、それから今回、議案としてお示しする内容を比較する形で書いております。文言が変わっている部分に下線を引いておりますので、そこを中心にご説明していきます。

まず、基本方針の1、個性の伸長と市民性を高める教育の推進でございます。

第1段落、全て下線を引いております。内容を変えたというよりは、まず協議事項の段階では2つの文章を、「そして、」という接続詞で結んでおりました。大きく言いますと、この前後をひっくり返した形になっております。一人一人の子どもに目を向けて、個性を伸長していくということは、今までもやってきたところですが、その上でですけれども、今回、第三期学校教育計画のキーワードでもあります自信と意欲を高める教育というのがあるんだろうということで、このような形で順接でつながせていただいております。

読み上げますと、「一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。」。第三期学校教育計画の基本的な考え方を踏まえた表現になっており

ます。

それから、基本方針の2は訂正ございません。

基本方針の3、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実のうち、不登校児童生徒への支援の充実でございますが、スクールソーシャルワーカーの配置拡充という前に、「全中学校区へ」という言葉を入れております。第三期学校教育計画で踏み込んだ部分ですので、表現を改めております。

基本方針の4は、変更なしです。

基本方針の5、学校経営の改善・充実のうち、学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進の3行目ですけれども、「学校・家庭・地域の三者が連携・協働し、」、「連携」という言葉を入れております。

基本方針6は、変更なしです。

基本方針7、生涯学習・スポーツ事業の充実でございます。

これは次のページですけれども、下線が幾つか引かれております。こちらにつきましては、現在、生涯学習計画の改訂が進んでおりますけれども、その文言に合わせていく方向で修正をしております。

まず、東京2020オリンピック・パラリンピックに関しましては、レガシーとして、今後、生涯学習事業に生かしていくということで、「レガシーとして」という言葉を入れております。

それから、学び始める機会の提供でございます。「ラーニング・フォー・オール」の説明のところに、「学びを全ての人々に」という言葉を入れております。前は「学習の機会をすべての人々に」でございました。これも計画の改訂に関するものです。

それから、次の丸、学びを広げ、他者をつながる活動の支援の3行目ですけれども、「市民ニーズを勘案して毎年、」、前は「毎年、市民ニーズに合わせて」でございました。意味としては変わらないんですけれども、これも計画の文章に合わせてきたところでございます。

次の下線部分ですけれども、「自由大学講座等を引き続き実施するとともに、」、「実施する」の文言は、前は「連携を維持、強化し、」でございましたけれども、このような文言に変えております。

次の段落、「また」で始まる部分ですけれども、社会教育関係団体の「登録増加」、前はこれ「増加」だけでしたけれども、登録が増えているということが分かるように

変えております。

その登録増加と活性化のために、「今後の」という文言を加えております。「今後の社会教育関係団体への支援のあり方を検討し、他の生涯学習関係団体を含めて」と書かせていただきました。

次が「学びをおくる」生涯学習社会の推進。「学びおくり」というのが、今回の計画のキーポイントだと思いますけれども、そこに関する部分です。

ここ、ちょっと第1段落、そのまま読み上げます。「既に学んだことを他者、コミュニティ、地域、社会、あるいは次の世代へ伝えること」、これを「学びおくり」と書いております。学びおくりの説明を少し厚くしました。「は、自分の学びを深めるだけではなく、学んだことを地域で生かすことにより、生涯学習社会の推進にもつながるため、」、ここは以前は「自分の学びを深めることにもなるため、」でしたけれども、ここを厚く文章を書いております。「講座やイベントに参加した人が、これから学ぼうとする人をサポートできるような仕組みについて検討します。」。

次でございますけれども、基本方針8、それから基本方針9の並びを変えております。前回の協議の中で、文化に関することは基本方針7にメインに書かれておりますけれども、歴史館でやっている事業、基本方針8の部分ですけれども、それも大きな役割を果たしているんだと。それを踏まえて、少し考えてくれないかというご指摘でした。

事務局のほうで持ち帰って考えて、項目を1つにくっつけてしまいますとかなり大きくなってしまいますので、そうではなくて基本方針7、基本方針8という形で、連続させる形で文化の話が1つまとまりで見えるようにさせていただきました。

基本方針8、歴史文化の継承と創造は、3行目ですね、「新たな視点に立った企画展」、前は「新しい気付きに満ちた企画展」でしたけれども、表現を変えております。

そして、基本方針9のほうに図書館の話を持っていきました。

変更点の説明は以上になります。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 ありがとうございます。いろいろこう、私たちの意見が入っていてうれしい。

まず1の下の下線のところですが、「社会教育を充実し」って書いてあるんですけども、これ「充実させ」かなって思ったのです。それは後で検討していただければ、それ

でいいです。

また、1なんですけれども、これは不登校のところ、この「全中学校区へ」というのを入れたことによって、当然小学校はもう大丈夫なんですよという、配置は済んでいますよということなんだけれども、小学校のことは書かなくてよいですかねということが1つ。

それから、これは全くの感想なんですけれども、3ページの「学びをおくる」のところで、「他者、コミュニティ、地域、社会、」って、これはとっても大切なことなんですけれども、この他者でもない、地域でもない、コミュニティという考え方を、武蔵野市はどう捉えているかということと、ともに考えていきましょう、そしてその考え方を共有していきましょうということが、始まっていくといいなということをとっても感じました。

以上です。

○竹内教育長 教育支援課長。

○牛込教育支援課長 基本方針のスクールソーシャルワーカーの件につきましては、「全中学校区」と表現することにより、小学校も含めたという意味合い……

○山本委員 小学校はもちろんなんて、こういうところには書けないのは分かっているんだけど、「配置拡充を行います。」、それはどうですかね。皆さんの感じとして。これで分かりますか。

○清水教育長職務代理者 私は現場にいたので、中学校区と言うと、小学校を含めて考えるんですけれども。

○山本委員 でも、市民の皆さんはどうかな。

○清水教育長職務代理者 そうそうそう。だから、そのところは逆に私が伺いたいなというか。

○山本委員 何となく、小学校って言葉も入っていたほうが安心できる気がしてしまったんですよね。

○竹内教育長 訪問したり、担当するのは全小学校、小中学校であることは変わらないんですね。

○福島教育部長 もし入れるとすると、この中学校区というものの説明みたいなものを、入れるような形になりますか。

○山本委員 でも、それやっぱりあったほうがいいかもしれないですかね。

- 清水教育長職務代理者 全小学校、中学校に1人ずつ配置されるんだったら小中学校でいいと思うんですけども、そういう意味じゃないんですものね。
- 山本委員 ないんですね。新しくね。
- 竹内教育長 教育支援課長。
- 牛込教育支援課長 実際は、武蔵野市の中学校1校、小学校2校、おおむね1人が3校を担当するイメージで配置をして。
- 山本委員 そこを書くというよりは、ただ今、清水委員が言われたように、部長が言われたように、この中学校区という考え方を、ちょっと認識できるようになったほうがいいのかもしれない、私たちもということも。一応提案です。
- 竹内教育長 教育支援課長。
- 牛込教育支援課長 学校教育計画においては、全中学校区に配置（6名体制）という表現をしております。
- 山本委員 でも、そういうの入っていたほうがいいのかもかもしれない。
- 牛込教育支援課長 （6名体制）という。
- 清水教育長職務代理者 それだともっと分からない。
- 山本委員 もっと分からない。
- 山本委員 そうか。小学校が見たいの。
- 秋山指導課長 中学校区が一番分かりやすい。
- 山本委員 分かりやすいですよ。だから、中学校区というものは、そういうものだよということをちゃんと認識すれば。だから、まあ説明つけるほどじゃないのかもしれないんですけども、聞かれたらそういうふうに答えるというか、そういうことなんですよ。
- 牛込教育支援課長 そうですね、今の文言だと、1行目で「不登校児童生徒への支援の充実を図るため、」という児童が入っているということで。
- 竹内教育長 不登校の小学生が増えてきているという実態を踏まえると、小学校にスクールソーシャルワーカーが行くということは大変重要だと思いますので、その前提の理解の上で、ではこういう表現で理解を広めていくということによろしいでしょうか。
- 山本委員 はい。
- 竹内教育長 ほかにございませんか。
渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 いろいろ修正していただき、ありがとうございます。大変分かりやすくなったと思います。

質問ですが、3ページの新たに入った下の「学びをおくる」の手前のところ、「また」のところなのですが、社会教育関係団体というのとはもともと出ていたんですが、「登録」を入れていただいています。その後他の生涯学習関係団体というのが出てくるのですが、この社会教育関係団体と他のという生涯学習関係団体というの違いについて説明いただけるとありがたいです。修正というわけではなく。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 前段の社会教育関係団体は、あくまでも登録をされる団体という認識でして、後段のほかの生涯学習関係団体というのには、登録をせずに自由にやられている団体も中には多くあるので、そういった方々との協力、連携ということを考えております。

○渡邊委員 「登録」という字が、重要なわけですね。分かりました。

○竹内教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○竹内教育長 それでは、お諮りいたします。

議案第3号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和2年度武蔵野市教育委員会の基本方針について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということで、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎議案第5号 武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則の一部を改正する規則

○竹内教育長 次に、議案第5号 武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

説明をお願いします。教育支援課長。

○牛込教育支援課長 議案第5号 武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。

このたびの改正は、特別支援教室について、令和2年4月から小学校拠点校の増設及び全中学校開設に伴い改正するものでございます。

別表第1の2につきましては、千川小学校を新たに拠点校とすること。また、中学校については、第二中学校を拠点校とすることを規定しております。小学校の新拠点校の名称については、千川小学校と、あと巡回校である大野田小学校、関前南小学校を代表とした募集を踏まえて、あさがお教室としたいと思っております。アサガオは、花や葉の形、また種類が様々であり、特別支援教室で子どもたちそれぞれの個性を受け入れるという意味でふさわしいこと。また、武蔵野市民の花でもあることから選定をいたしました。

続きまして、別表第3について裏面をご覧ください。

あさがお教室の構成するグループとしては、千川小学校、大野田小学校、関前南小学校とするということを、この表で規定をしてございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 表面のあさがお教室のところで、「情緒障害等」って書いてある、この「等」という言葉なんですけれども、この公的な文書における「など」という字って、どういう意味があるのかなと思いつつ、これを読みました。つまり、私たちがボールペンや消しゴムなどとかって言っているのではないような、ちゃんと意味があつての「等」だろうと思うので、これの意味を教えてくださいませんか。

○牛込教育支援課長 こちらについては、学校教育法をもとに定められておまして、自閉症のほか選択性かん黙なども含めて、この情緒障害等ということで規定がされております。

○山本委員 ありがとうございます。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について採決に入りたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号 武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定をさせていただきます。

◎議案第6号 武蔵野市立学校職員出勤等記録整理規程の一部を改正する訓令

◎議案第7号 武蔵野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

◎議案第8号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

◎報告事項 (1)、(2)、(3)

○竹内教育長 次に、議案第6号 武蔵野市立学校職員出勤等記録整理規程の一部を改正する訓令から、議案第8号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令まで、これらは東京都における会計年度任用職員制度の導入に関連して、本市の規定を改正するものであり、同じ趣旨のため、一括して議題としたいと思います。

また、報告事項の(1) 武蔵野市立学校職員の海外旅行取扱基準の一部改正についてから、報告事項の(3) 武蔵野市教職員健康管理要綱の一部改正についてまで、これらの報告事項も、先ほど申し上げた議案と密接に関連するため、一括して報告を求めたいと思います。

以上、東京都における会計年度任用職員制度の導入に関する議案と報告事項を一括して取り扱うことについて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いします。

指導課長。

○秋山指導課長 議案第6号 武蔵野市立学校職員出勤等記録整理規程の一部を改正する訓令、議案第7号 武蔵野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令、議案第8号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、報告事項(1) 武蔵野市立学校職員の海外旅行取扱基準の一部改正について、報告事項(2) 武蔵野市立学校における障害を理由とする差別の解消

の推進に関する要綱の一部改正について、報告事項（３）武蔵野市教職員健康管理要綱の一部改正については、全て会計年度任用職員制度が始まることに伴う字句の改正ですので、一括して説明させていただきます。

議案第６号、第７号、第８号、報告事項（１）、（２）、ともにこれまでの非常勤教員や、一般非常勤職員は特別支援教室専門員が、これに当たりますけれども、この文言を会計年度任用職員と改めております。また、それ以外に改正に伴い条項等を変更した部分や、細かな文言整理をした部分もございますが、内容の変更はございません。報告事項（３）の教職員健康管理要綱の一部改正につきましては、令和２年度に向けた学校支援人材の整理に伴い、学習指導員の職は廃止いたしましたので、これを削除いたしました。また、外国語指導助手、ALTですけれども、これは昨年度より全て業者からの派遣となっており、市で健康診断を行う必要はなくなりましたので、削除してございます。図書室サポーターは、学校図書館サポーターというのが正しい名称でございますので、これに直しました。そのほか、学校支援人材は様々いらっしゃいますけれども、その他、これに準ずる者のうち、週３日、または週１０時間程度勤務している者というところで全て包含するというので、内容的には今までと変わっておりません。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第６号から議案第８号まで、それぞれ採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第６号 武蔵野市立学校職員出勤等記録整理規程の一部を改正する訓令、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議案第７号 武蔵野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議案第8号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定をさせていただきます。

また、以上の議案と密接に関連する報告事項(1)武蔵野市立学校職員の海外旅行取扱基準の一部改正についてから、報告事項の(3)武蔵野市教職員健康管理要綱の一部改正についてまで、これらにつきましては了承されたものといたします。

◎協議事項

○竹内教育長 それでは、協議事項に入ります。

協議事項の1、武蔵野市学校施設整備基本計画(案)についてを議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 協議事項1の資料をご覧ください。

12月の定例会では、こちらの素案をご報告いたしました。その後、パブリックコメントを実施しまして、1月、2月の計画策定委員会でご議論いただき、2月3日、計画(案)が報告されました。

本日は、この策定委員会の報告を踏まえましてご協議いただき、次回の定例会に議案として提出をさせていただきたいと考えております。

まず、私のほうからはパブリックコメントの状況を説明した後に、素案からの主な変更点を説明していきたいと思っております。

資料の48ページをご覧ください。

素案に対するパブリックコメント概要と対応一覧でございます。

期間は、昨年12月13日から27日まで。頂いたご意見は265件ございました。この計画は、中間まとめの段階、平成28年度末の段階で1回、パブリックコメントを既に実施しています。そのときが大体90件ぐらいでしたので、当時の3倍弱の件数のご意見が寄せられました。

このパブリックコメントの一環として、市民説明会と関係団体ヒアリングのほうも行ってまいります。

市民説明会につきましては、策定委員会に委員を出していただいているPTAであったり、青少協であったり、開かれた学校づくり協議会ですね。こちらのほうにも、開催のほうをご案内しております。ただ、策定委員会のほうに委員を出していないような団体もございます。例えば保育園関係であったり、幼稚園関係であったり、学童関係、こういったものは個別に関係団体ヒアリングということをさせていただきましたが、説明する内容は市民説明会と同じ内容でございます。

たくさんご意見いただきましたが、ここでは次に説明する素案からの主な変更点に関する部分をご紹介しますと思います。

63ページをお開きください。

63ページの番号、左側に載せておりますけれども、152番からです。校庭の舗装に関するご意見がまとまって寄せられました。1つは人工芝、それからもう一つは天然芝に関することです。

次のページの160番までございますけれども、まず人工芝につきましては、総じてこのパブリックコメント以外にも説明会での意見もありましたけれども、慎重に進めてほしいというご意見が多かったと思います。マイクロプラスチックの問題等もございまして、人工芝というのは考えてほしいという意見が多かったかなと思います。積極的なご意見はございませんでした。

それから、一部の方から天然芝を入れてほしいというご意見がございました。策定委員会でも意見がございました。特に学校の先生のほうからは、管理面に対する不安、それからお隣の小金井市で、小学校で全面芝生化しておりますので、その状況も調べてほしいというご意見がありましたので、事務局のほうで聞き取りしました。小金井市は、小学校、全て天然芝にしておりますが、かなり負担が大きいということで、その後、中学校をどうするかと考えたときに、天然芝生化することはやめたという経緯がございます。そこら辺もご説明いたしましたので、武蔵野で考えた場合は、全面天然芝生というのは少し難しいのかなと考えております。

まず、校庭の舗装に関する意見がまとまってきたというのが1点目。

69ページですね。改築順序に絡めましてですけれども、69ページの219番、から、224番まで。素案の段階なんですけれども、境南小の順番に対してご意見が幾つか寄せられました。境南小の子は、その後、二中、六中に上がっていきます。境南小、六中、二中の順序関係なんですけれども、素案の段階では、まず小学校の境南小を改築して、次に

中学校の六中、二中という順番になっておりました。そうすると、境南小の子どもは小学校のとき、それから中学校のときに改築を連続して経験することになると。それはいかなものか、配慮をしてほしいというご意見が寄せられました。まとまって寄せられたところでございます。

その他、いろいろご意見ございましたけれども、これを踏まえまして素案からどういうふうに直してきたのかというのを、次にご説明したいと思います。

また、計画の最初のほうに戻っていただきまして、それから主な修正点をピックアップしていきたいと思っております。

まず、3ページです。

3ページ、4番、計画の期間と見直しのサイクル。

第1段落は、当初の計画期間を令和9年度末まで8年間とすると書いております。これは素案から変わっておりません。

加えたのは第2段落、「ただし、」で始まる部分です。当初の計画期間は令和9年度末までということで、最初はこの令和9年度に改定するというのを考えておりましたが、改定時期を1年、前倒して、次期の改定は令和8年度に行うという趣旨のことを書いております。

策定委員会で、ちょうどこのスケジュールですと、長期計画の改定の時期に重なると。そこでの財政計画との整合性を考えると、先に個別計画のほうである程度、方向性を出したほうがいだろうというご指摘がございまして、改定時期は令和8年度に行っていきたいと思っております。

9ページは、第2章の現状と課題の1部分でございます。

現状と課題の(6)学校施設を取り巻く環境の変化。現状と課題のそれぞれ最後の段落でございますけれども、SDGsについても触れさせていただきました。

この間、第6期長期計画もそうですし、ここに関する関心も高かったということもありまして、あえて書かせていただきました。

それから、12ページでございます。

図表10でございます。武蔵野の学校改築を考えるに当たって、1つ課題がございます。建築上の制約条件が厳しいということで、例えば高さ制限であったり、日影規制についてご案内したところですが、それを分かりやすくした図ということで、説明会で使った図です。それを策定委員会のほうでも、分かりやすい図だからということで入れ

ることにさせていただきました。

ここまでが第2章、現状と課題に関する話です。

第3章からは標準仕様に関することです。18ページをご覧いただきたいと思います。

(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上でございます。

素案から大きく変えた部分はありませんが、まずこのお手元の計画は改築に関することですけれども、改築する学校のことだけ考えてはいけないだろうと。冒頭の事務局報告でもありました第三中学校の例を引くまでもなく、改築するまでの学校についても、やはりメンテナンスはしっかりしていかなければいけません。それをどういうふうにやっていくのかということを書いたのが、(4)でございます。

ほかの項目と比べても、それにボリュームを割いております。

特に第2段落のところでございますけれども、武蔵野市では平成17年度から建物の保全部位、この表にありますところを保全部位として指定して、毎年、点検をしてメンテナンスをしてきました。なるべく事が起こってから手を入れるのではなくて、そういったことが少しでも減るよという事で、毎年、点検をさせていただいております。

先ほどのトイレの管理についていいますと、図表11の衛生のところの汚水・排水管になります。この仕組みができたのは、平成17年度、15年前でございます。まだ学校の築年数が大体30年ぐらいの時代でしたけれども、それから15年がたって、どの学校も45年、超えるような状況になってきましたので、こういった保全の仕組みはそのままにしつつ、やはり精度は上げていかなければいけないのかなと考えております。点検の在り方についても、濃淡があった部分、濃淡があるのは事実でございますので、そこもしっかりと充実をしていきたいと思っております。

プラスして一番下の段落ですね。改築に至るまでの部分でございますけれども、今申し上げた保全事業も含めて、来年度以降、保全改修計画というのを市として定める予定です。これは学校だけではございません。他の公共施設もターゲットにしたものです。保全部位以外の部分も含めて、できる限り丁寧にメンテナンスができるように、そのための計画をつくっていくこととなります。ですので、学校について言いますと、改築については、この学校施設整備基本計画が、メンテナンスについて言いますと、この保全・改修計画が担っていくこととなります。この2つの計画を走らせながら、学校の状況を安全に保っていくことになっていきます。

そこにつきましては、19ページにも図表を載せさせていただきました。

20ページも、この話の図表が続いております。

メンテナンスをして、長寿命化をしていくというのが武蔵野市の方針です。では、その長寿命化の幅を何年にするのかというのが問題になってきますけれども、これは60年を目安にして、長寿命化はそこまでにして改築をしていこうというのが武蔵野の方針です。それと比べて、80年まで長寿命化して改築したパターンも費用比較をしておりますので、図表に載っております。100年で見ますと、ほとんど変わらないところでございます。

これが第3章の主な変更点でございます。

第4章からは具体的な標準仕様の項目になります。教室の広さであったり、建物の面積をどうするのかという話になってまいります。

特に21ページの(3) 諸室面積基準を定めていくというのが、この計画の大きなポイントになってきます。

この表の意味づけにつきましては、23ページ、2の(1)の表の真ん中ですね。標準的な仕様・コストの欄の2つ目の点をご覧ください。

施設の面積は、本計画の諸室面積基準による面積を上限とすると書かせていただきました。これによって、きつきつな感じの学校を建てるというよりは、この諸室面積基準は、ある程度、設計段階で検討ができるように余裕を込めていますので、余裕がある基準のもと、それを上限としていきたいと考えております。

24ページ以降は個別事項でございます。

特に設計者に留意してほしいことをまとめた表でございますけれども、ご覧いただきたいのは27ページの校庭のところですね。パブリックコメントでも意見が寄せられていました。表の右側ですね、空間構成・仕様等の欄、3つ目の点です。舗装につきましては、土舗装とあわせ全天候型の舗装も検討すると素案では書かれていましたけれども、今日、机上のほうに、このA4、1枚、横のものでですね。27ページと書かれたものをお配りいたしました。これは最後の策定委員会の議論で修正がかけられた部分です。その修正後のものを書いております。

その3つ目の丸でございますけれども、言葉を補っております。土舗装を原則とし、土舗装が難しい場合は全天候型の舗装、例えばウレタンやゴムチップなども検討すると書かせていただきました。原則が何なのかということを知るようにという趣旨だと思いますので、こちらのほうに修正をしたいと考えております。

27ページが一番下の部分です。

防災関係についても、様々ご意見が寄せられました。防災倉庫、備蓄倉庫の位置ですね。現在の学校は、この2つの倉庫は後づけで設置されておりますので、やっぱり位置関係が不便な学校がございます。多く寄せられたのは、こういった倉庫なんですけれども、車両が寄りつく場所に設置してほしい、さらに避難所となる屋内運動場、体育館との連携に考慮して配置してほしい。あまり離れたところに置いてほしくないという趣旨ですね。これ複数のご意見いただいておりますので、このように書かせていただきました。避難所としての学校施設というのも考えて、標準装備を考えていかなければいけない時代なのかなと思います。

ここまでが第4章、標準仕様に関することです。

29ページからは、改築順序に関することです。

第5章、1、(2)劣化状況調査結果でございますけれども、第1段落の第2文を加えております。各種情報のうち、経年変化するものは、新たに調査するか過去のデータを時点修正して活用しました。

劣化状況の把握の仕方につきましては、文部科学省のガイドラインを参考にしながら、むしろそれよりも幅広く整理をさせていただきました。その過程で、過去の耐震診断結果も使っておりますけれども、そこを見てデータのつかまえ方が古いのではないかというご意見も出されました。データのつかまえ方は、2つ整理しなければいけないなと思っています。経年変化するものとしないものです。経年変化するものは、しないので当然そのまま使っていいだろうと。経年変化するものは、やはり現時点の状況の数字をつかまえなければいけないと思いますので、新たに調査をしたり、あるいは理論式を使って現時点の数値に時点修正をしたところがございます。そういったところを書かせていただきました。

33ページでございます。

今、文部科学省のガイドラインを参考に、むしろそれよりも幅広くとご説明しましたけれども、こういった枠組みで整理したのかということを図表20で入れさせていただきました。こういった体系のもと、様々な項目を表にしてまとめたところがございます。

一部のご意見として、こういったものを1つの数字にまとめてしまえというご意見もございましたけれども、やはり性質が違いますし、それぞれの項目の重みづけをどうするのか、あるいは改築に当たっては、この劣化状況だけではなく、それ以外の機能的更

新と呼ばれる部分ですね、数値化できないものも含めて改築順を考えてきたところがございますので、あえてこれを1つの数字にまとめるようなことはしてはおりません。結局しても、一つ一つの項目に遡って数字の意味を考えなければいけませんので、そのような形にしていきたいと考えております。

具体的な改築順序は、34ページ以降でございます。

建築年数を基本として、劣化状況調査結果も考慮しながらというのが基本的な考え方でした。これ素案等へは変えておりません。この考え方に基づいて、計画改定までに改築をする学校は8校ございました。それも素案からは変えておりません。

その中での順序を一部変えております。その変え方でございますけれども、この34ページの(3)、アの第3段落をご覧ください。「具体的な改築年は、」で始まる段落、「特に」で始まる部分ですね。「特に、同一の中学校区内の小学校と中学校では、同じ子どもが連続して仮設校舎での生活にならないよう、中学校を先に改築します。」と文言を入れました。これは先ほどご紹介のパブリックコメントのご意見であったり、そもそも仮設を共有するという考え方を出しましたけれども、共有する学校については中学校から改築をしていくという考え方を出したのは、まさしく仮設暮らしがなるべく短くなるようにという考え方でしたので、その考え方を一般的な形でこのように書かせていただいております。

この考え方を踏まえて、改築順序がどうなるのかというのは、36ページをご覧ください。

図表の22です。8校の順番でございますが、最初の4校の順番は変わっておりません。素案の段階では、5番目に境南小が入っていました。それを、まず六中、二中を先に、その後に境南小を改築するという順番に変えております。境南小につきましては、今、築後48年でございますので、この順番でも60年を目安に改築ができることとなります。改築順序の変更点が1つ、ここにあります。

もう一つは、第二小学校の着手時期を変えております。順番は変わっておりません。素案の段階では、着手時期が2027年、令和9年度でした。これを1年、前倒しをしております。

計画では、改築を進めていくペースとして、1年に工事をする学校は2校までとしております。この考え方は、財政的な制約条件であったり、マンパワーの問題もありますけれども、なるべく複数校、同時に工事をして、1年でも早く新しい環境を子どもたち

に用意したいというのがございます。素案の段階では、工事、1年2校と言いつつ、1年1校の年がございましたので、そういった年がなるべく減らせるようにということで、第二小学校を前倒ししております。

ただ、図表22を見ていただくと、2027年だけは工事が1校になってしまいます。ここについては、これを2校にするためには、次の第二中学校を1年前倒ししなければいけません。そうしますと第二中学校は2024年から着手、ですと2024年は6校、工事、設計も含めて担当することになりますが、それは武蔵野の体制からいうと不可能でございますので、ここは諦めました。

です。素案からの変更点は、境南小の子どもたちの仮設暮らしを短くするために順番を変えたということと、第二小学校の着手時期を1年前倒しした点、その2点になります。

隣の37ページは、事業費に関することでございます。

標準仕様が、パブコメも終わりました、ほぼ固まったということで、面積も粗々出てくるということで、現段階での費用、参考試算でございますけれども、その数字のほうに改めさせていただきました。参考試算ではありますけれども、改築費は743億円、改修費は125億円です。素案の段階では、第6期長期計画の財政計画と財政シミュレーションから数字を引っ張ってきていました。改築費は605億円ですので、大体2割増えています。

その要因としては、1つは面積、1つは単価です。面積につきましては、長期計画の段階ではこの改築計画、特に標準仕様はまだ固まっていなかったもので現在の面積と同じ。ただ、標準仕様を見ていきますと、普通教室を広げていく等々の部分がございます、ボリュームは大体1割ぐらい増えてきます。単価につきましても、長期計画の場合は総務省、国の単価を使っておりましたけれども、この改築計画では東京都の公共施設の単価、実際うちでも使っている単価に合わせてきました。そうしますと、大体1割ぐらい開きがございまして、都合2割、増えていくことになります。

そういった費用に対して、財政規律をどういうふうに保っていくのかということにつきましては、37ページの枠、囲みで書かせていただきました。この仕組みを計画として明確に位置づけたのが、かつての改築と大きく違う部分だと思います。

まず、工事は1年に2校までとする。最大4校をやった過去の改築の半分です。計画期間は24年間、長めに捉える。薄く、だから平準化していくということですね。それか

ら、面積については標準的なレベルということで、諸室面積基準を設けた、それを上限としているということ。単価につきましても、都内の公共施設の標準的なレベルにしていこうということで、東京都の単価を使ってくる。こういった仕組みを明記したのが、この計画での新しい部分でございます。これも基本的には素案で書かれていた内容でございます。

次の38ページ以降は、具体的な整備の進め方、特に保護者や学校、地域の意見をどういうふうに聞いていくのかということで、改築懇談会、（仮称）でございますけれども、ここをベースにしながら様々なご意見を聞いていきたいということを書いております。

41ページ以降は参考資料でございます。

素案からの修正点は以上でございます。

校庭の舗装とか改築順序で変更がありましたが、基本的な考え方は変わっていないのかなと考えております。

以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 大変に整理されて、分かりやすくなって良かったと思います。

初めの米印の用語集のところ、前回、用語集の話が出たのですが、目次のこの記号の説明が特にないので、目次の下に、例えば本文中の米印は巻末の用語集を参照とか、何か一言、書いておいていただけるといいと思います。

この改築の計画、それから保全の部分、分けて考えなくてはならない。これはもったもな話です。今後また保全の計画をやるということなのですが、そのときに明文化するという事は非常に大切で、要は手順書、標準書をきちんとつくっていく。先ほども申し上げたのですが、誰がやっても同じようにできるという仕組みをつくっていく必要がある。それが今回の三中の勉強になったところです。そういうことが明確になってない部分があって、それでいろいろトラブルになっているのではないかと思います。先ほど清水委員も、各学校によってバルブの閉め方も違うとか、そういう話が出てきました。学校ごとに、こういった事例書も作っていかなくてはいけないのかもしれませんが、そのガイドラインもこの保全の計画を立てるときに意識してつくれるように、計画の中に加えていただくと、今回のようなことが避けられるのではないかと。

そのときに、保全の計画ですが、保全するというのは重要なのですが、万が一、何か

起きたときの緊急の手順というのもあるのですね。今、両面やることになっていると思うので、万が一、起きたときにいろいろなリスク管理になりますけれども、どうやって、どういうところに知らせて、それで我々が公式に伺ったのは今日、初めてなんですけれども、どういうところに伝えなければならないとか、そういうところの管理の仕方とか、そういうのも手順化していく必要があると思います。万が一、こういうことが起きたときには、こういうやり方で進めていきますということ。それから、もう一方では予防保全は、こういうやり方でやりますということを、今後、決めていただければ、この中身がより充実することになると思うので、今後そういうことを検討していく必要があると感じました。

改築の中学校、小学校の順番を変えていただいて非常に良かったと思いました。たまたまうちの子どもも、大野田小の改築に重なって、最後に卒業式の日、みんなでご飯食べましょうなんて、新校舎でやったのですが、せっかく校舎ができるのに入れないという子どもたちの数は、少なくしていく、そういう取組は重要ですから、この計画どおりに進んでいくといいと、感じます。

もう一点、いいですか。

芝生のことで、気になったところがありました。天然芝の良さもあるのですが、たまたまこの間、ICTの学校見学でみどりの学園というところに行った。それは一昨年できた小中一貫校なのですが、そこは土だったんです。新しい学校だから芝生になっているかなと思ったら、そうじゃなかったんで、そういう新しいところでも芝生でないところもたくさんあると思うので、何らかの理由で良さ悪さはあると思います。もし芝生を入れるとすると、保全は大変で、成蹊学園でも中庭を芝生にしたのですが、毎日のように業者の方が入ってメンテナンスをしなければならない。非常に手間がかかるというのは確かなんです。だから、維持費等々も含めた検討をしていくということで、今回は土をベースにするということになっています。その辺気になったところで、今回は芝はなくしていこうということで、私は了承しています。

○山本委員 以前視察に行った、滋賀県の学校であまり世話のかからない芝のような植物が生えているところに行きましたよね。そのことをもう一回調べて、本芝みたいなのは本当に手間がかかって大変だけれども、何かいろいろあるんだろうなと思っています。

○渡邊委員 先ほど小金井も小学校に芝を入れたのだけれど、中学はやめたということでした。

○山本委員 それね、そこは大きいですね。

○渡邊委員 やっぱ理由があつてのことだと思うんですね。

○山本委員 芝じゃないことも言っていていいですか。

○竹内教育長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 3ページのところで、その計画の期間と見直しのサイクルのところの最後の段落で、「ただし、」の後に、「様々な変動を考慮し、」というところが、新たに加わったんでしたっけね。これは、とても大切な視点だと思います。今回の三中の天井落下事故を受けても、このことの重要性を考えるわけですが、予防保全ということはきちっとしていかなくてはいけない、それが武蔵野市の方針なんですけれども、やはりどうしてもそこから漏れてしまう事故というのは起こり得ると思うんですけれども、いろんな意味でのその様々な変動を考慮して対処していくという、軟らかい視点と姿勢が必要になるということは覚悟していきたいと思います。

それから、SDGsのことを、いい場所に、この視点、絶対武蔵野市でどこかに言葉として入れておきたいというのが、もう悲願だったので、ここにうまく入れていただいたこと、とても良かったと思います。きっとこの計画を練っていくうちに、このことはもう少し膨らんでいくことだろうと思うからです。

それから、18ページのところですね。ここは改めて今回、予防保全を考えるにつけても、大事なところだと思って読みました。結局、ごく簡単に言うと武蔵野市は、先ほども少し言いましたけれども、改築計画と平行して構造体に対するメンテナンスに力を入れるという、つまり2つの道を歩いていくということになるんだと思います。

三中のときは本当に驚きましたし、ショックだったけれども、でもやはり計画がおくられていくようなことになってはいけないだろうと私は考えていまして、このメンテナンスということの厳しい視点をどのように持っていくかを、今後、話し合うことに、私たちもちゃんと取り組んでいかなくてはならないと思いました。

繰り返しになりますが、学校側の校内巡視と、先ほど渡邊先生が言われた子どもたちの視点、それから私たち市民と保護者や地域の皆さんの学校に関わっていく中での気づきなどが、風通しよく伝え合うことができるようにすること、それから一番大切なのは、学校という場所が常に、安全に保たれていくこと、安全が確保されていくことが、どれほど大切なことであるかということ、市民全体がその意識を共有して、それだどのように関わっていけるのかということ、その約束の機会をつくっていく

ことも大切だと思いました。これからもまたいろいろな説明の機会や、お話し合いの機会が行われていくと思うんですけども、教育委員会が、皆さんにそれを理解していただけるように尽くしていくということがやはり大切だと思います。三中の事故があったことは、本当に驚き、ちょっと衝撃的なことではあったけれども、この機会にそれを生かしていく一つのチャンスとして捉えていきたいと思っています。

それから、もう一つ、ビオトープのこと。ビオトープのことは27ページですね。私、これは読み捨てられないぞと思っているところなんです。横向きのところの校庭の右側のところで、「小学校のビオトープは、敷地内での設置が不可能な場合は、生物多様性や環境学習に関する教材について個別に検討する。」とあるんですけども、武蔵野の小学校にとってビオトープはとても大切な場所だったので、敷地内での実現が不可能になった場合、ビオトープがある学校との交流が必要になるということに関しては、今、社会教育委員会とも連携して取り組んでいるというか、話し合っている部分もあるので、しっかり考えていきたいと思っています。

以上です。

○竹内教育長 別の観点から一つ、念を押したいんですが、学校改築中については35ページにある改築順の考え方が一番コアなところだと思うんですけども、前回の素案からここは変わっているところじゃないですか、調査をするということを含めて。

それから、そのコアなところもそうなんですけれども、劣化状況の中で言うと30、31ページの情報がとても重要ですよ。ここの中の網がかかっているところについてのコンクリートの圧縮強度と、それから中性化・保全状況、そしてそれの上での鉄筋の状況、腐食状況が、この2つのところが両方に網がかかっているじゃないですか。それについての読み方を、確認してほしいんですね。

よろしくをお願いします。

○渡邊教育企画課長 今ご指摘の30ページ、31ページの表でございます。文科省のガイドラインをベースにして整理をさせていただきましたけれども、武蔵野でさらに幅広く整理した部分もございます。まず、コンクリートの圧縮強度でございます。どれだけの荷重に耐えられるのかでございます。これについては1つ目安がございまして、コンクリート圧縮強度の4行ございますけれども、左から2行ですね。コア抜きコンクリート強度が13.5を超えているかどうかということが1つですね。もう一つは、その数字と設計時の強度を比較しまして、どのくらいの強度なのか。網かけをしている部分は、この

割合ですね。設計時の強度の75%に達していないところについては、網かけをさせていただきます。これですぐ何か改築をしなければいけないとか、そういった問題があるというわけではございません。念のために、改築を早めたほうがいだろうところを、網かけをさせていただきます。

ただ、その中で第一小学校、2段ございますけれども、下段は体育館でございます。13.5以上ないということでバツが書いております。これで即、アウトかというところ、ここは注が必要な部分ですので、33ページも併せてご覧いただきたいと思います。

まず、形式的な基準で見ると13.5を下回っていると。では、実質的に見るとどうなのかというのが、アの（イ）の第2段落です。コンクリートの圧縮強度が13.5N/mm²を下回る結果となりましたが、平成13年度に実施した耐震診断結果報告書より安全上の問題はないと判断されました。

理由は2つです。1階のI_s値、地震の揺れへの強さですね、その指標が非常に大きかったというのが1つございます。材料としてのコンクリートの強度は13.5を下回っていますけれども、その太さであったり、鉄筋の入り方を見てくるとI_s値は非常に高い。それから、1階のその柱にかかる力が小さい、2階は非常に軽いということもございまして、こういったことを考えると改築をするような安全上の問題はないという第三者機関の評定も受けましたので、改築ではなくて改修をして必要な耐震性能を確保した経緯がございます。先ほどの表に戻っていただきまして、網かけはしておりますけれども、バツとさせていただきますけれども、念のためこういった注意が必要だということで、目立つようにさせていただきます。

中性化につきましても、鉄筋を守るためにコンクリートのアルカリ性がございます。それが経年変化して、失われていくことを中性化と呼んでおりますけれども、年を経ることによって、そのアルカリ性が失われ、中性化が進みます。要は、その深さがどのくらいかということなんですけれども、コンクリートの厚さ、全て中性化が進んでいるというものについては、鉄筋の状況も確認しなければいけませんので網かけをしております。その上で、鉄筋を実際に見てみたらどうだったかというところ、それは問題がございませんでしたということで、書かせていただいております。

形式的な基準から見て、より深掘りしなければいけない部分、念のため注意しなければいけない部分を網かけし、実際どうなのかというのを見て、基本的には問題がないという判断になっております。ただ、コンクリートの強度については、設計時の強度を下

回っている部分が、やはり75%下回っている部分というのは、それなりの幅でございますので、改築順序は早めたほうがいいだろうということで、第1グループに入れております。

このような説明でよろしいですか。

○竹内教育長 ありがとうございます。

そういうことで、35ページの第1グループに入ってきた学校のうち、②に当たるところがさっきコンクリートの圧縮強度で念のためにとっていた、3校が入ってきたという流れですよね。体育館については、もともと学校施設整備基本方針の中でも、改築順は校舎棟で考えるということだったから、そういう意味でも安全性が確認された上で、そういう扱いをしたという理解でよろしいでしょうか。

教育企画課長、どうぞ。

○渡邊教育企画課長 第一小学校のバツというのも、これだけ見ると不安になってしまうと思いますので、今申し上げた内容を注意書きさせていただいてもよろしいでしょうか。形式的な基準から見るとこうだけれども、実質的に見るとこうなんですよということが分かるようにしていきたいと思います。

○竹内教育長 教育部長。

○福島教育部長 今のバツについても35ページに説明がありますし、網かけについても説明があるんですが、一般の方が見られて、この一覧表だけ見てご心配されるということもあるかと思しますので、ここに説明がある場所が分かるように、何がしかの表示をしたいというふうに思います。

○竹内教育長 ほか、よろしいでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 まず、パブリックコメントを受けて、小学校で建て替えを体験し、中学校で体験し、4年間ということのないようにしますというのは、良かったなと思いました。

教員の目線で、この資料を拝見していた中で、2つぐらいお話しさせていただきます。まず12ページに、北側斜線とか、そういったような問題があって、今の校舎が既存不適格ということで見直しをしていかなくちゃいけないというようなことが出ていると思うんですね。かつて、私が二小にいたとき経験したんですけれども、冬の寒い時期の朝、校庭が凍結するんですよ。それが日が出てくると溶けて、校庭がぐちゃぐちゃになって

くるんですね。お天気がいいのに休み時間、外で遊べない、体育の授業もお天気がいいのにできないというようなことが実際にありました。校庭改修をやっていく中で、今、土をどんどんいい土に入れかえているんだけど、この土の性能って前から比べるとすごく上がっていて、そういう凍結もしにくくなっているようですし、そういったことがもうクリアできるんだなということを今感じているんですね。

もし、その前と同じ状況だったら、南校舎、北校庭というのは、教育活動をしていく上で好ましくないという判断だったんですけども、今こういういい土が出てくると、北校庭というのも、これはありかなということを今考えています。ただ、北校庭の場合は北風がもろにくるので、結構、寒いのはあるんですけども、それとその校庭の形状であるとか、校庭の広さであるとか、てんびんにかけてときにどちらをとるかということで、よく話をして学校、学校の状況に応じて進めていただきたいなということが、まず1つです。

それから、2つ目、これは36ページの改築年事案ですね。恐らく見やすくするために、便宜的に1年という中で、例えば基本設計1年、実施設計1年、工事が2年というような分け方をしていると思うんですけども、恐らく実施設計のほうが時間かかると思うんですね。ですから、見やすく1年、1年って区切っているわけで、ここは1年ではなくて、例えば基本設計は半年だけれども、実施設計は1年半とか、そういうふうなこともきっとあるんだろうなという形で見ました。

申し上げたいのは、この工期が、工事が2年間にわたっているんですけども、学校は、この間も教育活動を進めているわけですね。そうすると、学期中に騒音や振動は当然覚悟の上なんですけど、仮設校舎を建て、解体をし、そして引っ越しをして解体をし、そして建築をするというような流れになるかなと思うんです。前回の改築は大野田小を除くと木造からコンクリート造に改築だったんです。木造の解体とコンクリート造の解体と全然違います。今回、コンクリートからコンクリートですから、恐らく夏休みを使って解体工事をすると思うんですけども、ここを教育上、騒音、振動が出るのはできるだけ夏休みに持っていくとか、それからいろいろな工事の内容があると思うんですけども、その建てていく段階においても非常に大きな騒音が出たりとかというようなところがあるので、細かいタイムスケジュールについては、ぜひ学校とよく相談をして、教育上、やはりしんどいこともあるけれども、そのしんどさをできるだけ少なくする方向で進めていただきたいなと思っております。

それから、施設設備の異常を発見する手立てとして、例えば子どもの目とか、保護者、地域の方の目というのは、私はありだと思っうんですね。ただ、やはり学校と教育委員会がしっかりと見ていって、事故が起きないようにしていくということが、一番大事なので、これは押さえておく必要があるなと思っいます。

以上です。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

小出委員、どうぞ。

○小出委員 今、保護者の立場としてお願いしたいんですが、この工事に当たったときの生徒、児童たちの保護者に対して、報告、またケアを厚くしてもらいたいと思っうんです。保護者は大変不安に思っっておりますので、説明とケアをお願いしたいと思っいます。

○竹内教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、協議事項については、今回は協議事項としての扱いですけれども、幾つかより分かりやすくという趣旨だと思っいますけれども、ご指摘いただいた点を踏まえて修正をしていただいて、その上で今回の協議事項としては、武蔵野市学校施設整備基本計画（案）については了承したいと思っいます。

いかがでしょうか。

それでは、このように進めさせていただきたいと思っいます。

◎報告事項

○竹内教育長 続きますして、報告事項に入ります。

報告事項（４）武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領の一部改正についてです。

説明をお願いします。

○鎌田図書館長 それでは、武蔵野市立図書館身体障害者書跡郵送サービス実施要領の一部を改正する要領について、ご説明いたします。

この要領は、身体障害者への図書館の郵送サービスについて必要な事項を定めたものです。今回の改正につきましては、内容の変更ではなく、実施要領６、（４）の郵便規則につきましては、既に廃止をされておりましたので、その部分を整理したものになります。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項の5、武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会報告書についてです。

説明をお願いします。教育支援課長。

○牛込教育支援課長 では、報告事項5、武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会報告書について、説明をいたします。

この報告につきましては、昨年度設置された不登校検討委員会からの報告を踏まえて、不登校児童生徒の学びの場のあり方について、教育委員会事務局を中心に、校長会からの代表の先生、フリースクールの関係者と実務的な検討を行ったものでございます。

内容については、概要版にて説明をいたします。

大きな検討事項としては、2点ございます。不登校児童生徒の学びの場のあり方についてが1点、もう1点がフリースクールとの連携についてでございます。

1点目の不登校児童生徒の学びの場のあり方につきましては、この概要版の2番に記載をしております。基本的な考え方と、それを踏まえた具体的な取り組みで構成をしております。

基本的な考え方につきましては、(1)で4点、上げてございます。本人の状態に応じた多様な学びの場を用意する必要があること。1点。2点目が、本人、家庭も含めた長期的な相談支援を行う必要があること。3点目としましては、既存のチャレンジルームについては、さらなる充実を図る必要があること。4点目は、学びの場については、全市的な視点から複数箇所に設置することが望ましいということを基本的な考え方として、提言がされております。

これを踏まえまして、(2)が具体的な取り組みでございます。

6点、上げられております。

1点目がチャレンジルームの機能強化ということで、ICT機器の導入などがございます。

2点目が新しい学びの場の開設ということで、チャレンジルームになじめない長期の不登校の中学生を主な対象として、高校進学後も見据えた形の相談支援、学習支援、また体験活動を行う学びの場を開設をする必要があるということを提言しております。

3点目は、校内体制、教育相談室を活用して、「家庭と子どもの支援員」の拡充など、校内体制の強化について提言しております。

4点目がICTを活用した自宅学習についても、学びの場の一つとして捉えていくことを掲げております。

5点目がこれらの学びの場につなげる支援として、スクールソーシャルワーカーなどの人材の拡充を上げております。

6点目が保護者同士の交流の場や情報提供など、保護者への支援ということを掲げております。

もう一点が、裏面、フリースクールとの連携についてでございます。

現在、武蔵野市立の小・中学校では、把握している限り10名ほどフリースクールに通っている児童生徒がおりますが、今後も増えていくということが見込まれますので、こちらのほうも基本的な考え方と具体的な取り組み事項を上げております。

基本的な考え方につきましては4点、1点目が義務教育段階の子どもについては、学校・市教育委員会が責任をもって関わるべきということ。

2点目は、学校に登校するという結果のみを目標にしないということ、文科省の支援を踏まえて社会的自立を支援するような形の取組が必要であるということ。

3点目は、フリースクールとは子どもを支援するパートナーとしての関係づくりが必要であるということ。

4点目は、経済的支援については、フリースクールの自主的かつ公益的な活動状況を踏まえて、国や都の動向も注視をしながら対応すべきことを掲げております。

(2)が具体的な考え方を踏まえた具体的な取り組み事項ということで、学校の取り組み事項としては、まず指導要録上の出席扱いについて本人・保護者に説明をすること。また、フリースクールの活動をどのように把握をしていくかということ。また、フリースクールとの情報共有の仕方、進路指導、卒業に当たっての対応を示しております。

教育委員会の取組としましては、スクールソーシャルワーカーによる支援ですとか、保護者、教員への情報発信、またフリースクールとの意見交換を設けることなどを掲げております。

また、最後のフリースクールの活動状況を把握するためのポイントということで、この検討委員会で考えるフリースクールの望ましいあり方についてポイントを示しており

ます。適切な情報公開を行っているか、また個別の支援計画を持っているか、保護者や学校との関係を大切にしているかといったポイントを掲げております。

報告内容については以上でございますが、こちらの報告書で提言された内容を踏まえて、来年度から具体的な施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明については以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 実は昨日、東京都市町村教育委員会連合会の武蔵野市が所属しているブロックの研修に行ってきました。それはハラスメントの研修でした。言葉というのは、それから人に接するというのは何て難しいんだろう、ある誤解によって、いろんなハラスメントによって不登校児が生まれる例みたいな話も聞いてってきました。これは一緒に受講した渡邊委員が言われたことなんですけれども、その解決のところでスクールロイヤーの存在が、これから必要になっていくんじゃないかということを思いました。この不登校児の場合も、新しい学びを開設してそこに行くとか、チャレンジルームに行くとか、その親御さんの考えと子どもさんの考え、本人の考えとか、いろんなことが交ざりあって、意外と複雑な背景があると思うんですね。不登校は本人の心理状態、友人や教員との人間関係、学業不振、家庭環境など複合的な原因によって生じているってここにもあるように、そのときにももちろん今のように学校やスクールソーシャルワーカーとの連携はもちろん大切なんだけれども、スクールロイヤーもと思わざるを得ないのです。学校の現状を深く理解できる、そういう方に相談しながら事を進めていくということが、必要になるのかなと思いました。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 その講演の方は、スクールロイヤーの話は、特にしていなかったのですが、法的にも関係してきて、相談しやすい場があるということはずごく大切で、いじめとか、そういうことの要因によって不登校になる期間が、多々あると思うので、そういうときにスクールロイヤーの役割って大きいのかなと感じます。武蔵野市では、すぐに採用できないということなのですが、今後かなり重要になると思います。計画はしていると思うのですが、ぜひ導入も含めて、総合的に考えていく必要があると思いました。

それとは別に、このチャレンジルームのICT化についてはすごく穴があったんだなということを感じています。ほかの学校から通ってきていただいている子どもたちは、

I C Tの恩恵に浴しているわけですがけれども、チャレンジルームにも、ぜひ至急導入してあげたいと思いますので、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○竹内教育長 教育部長。

○福島教育部長 スクールロイヤーについては、ご指摘のとおり非常に重要な役割があり、不登校以外の面でもいろいろな相談ができる体制は必要と感じているところですので、従来から市長部局とも協議を続けておりますので、また引き続き配置ができるような体制を考えていきたいと思ひます。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方ということで、これが出たわけですがけれども、非常に分かりやすくまとまっていていいなと思ひます。特に学校の取り組み事項（例）というところ、かなり具体的に書かれていて、指導要録上の出席扱いについても書かれていますし、その辺が結構前、曖昧としたところがあったので、これがはっきりするということは非常にいいことだし、また不登校児童の子どもたちのより良い学習環境とか、いろいろとそういった配慮って本当は必要なんだけど、そういったことが一歩これで進められるなという思ひでいます。

ただ、一方でフリースクールというのに、保護者が保護者の教育方針で義務教育の学校ではなくてフリースクールに通わせますと、不登校でもないのに通わせますというケースも間々あるんですね。そういったケースにおいては、学校で義務教育の学校の中で学び、いろいろな学習もそうだし、社会体験も経験することによって、人間が成長していくということは説明はするんだけど、保護者の思ひって非常に強いんでね。だから、そういったことも考えていくと、なかなかちょっとそれは難しいかなという思ひがあります。

ただ、聞くところによると、日本でそういった保護者の考え方でフリースクールに通わせるという方は非常に少ないですよ。海外では、例えばスポーツに特化したり、いろいろなことでフリースクールの中で時間を生み出して、そのスポーツを小さいころから徹底的にやるとか、そういったようなことでフリースクールを使う保護者も結構いるので、アメリカなどと比べると日本は本当に少ないんだけど、学校としては大きな課題だなと、きつと思ひていると思ひます。

○竹内教育長 今の清水委員のご発言で改めて認識したんですが、概要版では文科省の基本方針という説明の仕方をしてはいますが、6ページの1の（4）、令和元年10月に文

科省から通知が出されて、これは関係者に結構、重要な転換点だったって言われていますので、教育支援課長にご説明をいただきたい。

文科省が方針を変えたことを踏まえると、清水委員おっしゃるように、フリースクール、ホームスクーリングとか、それからネットで授業するとか、いろいろ考えていくと広いじゃないですか。学習塾どうするんですかとか。第3章のフリースクールとの連携についてで、8ページの(2)のフリースクールとの連携に関する取り組み事項の本文中に書いてあるとおり、パートナーとしての関係をつくるフリースクールの活動状況を把握するためのポイントについては、たくさんあるけれども、こういうポイントを満たしているところとの連携関係を進めていく。私の認識としては、そこでスクリーニングをかけていくという意識でもって受け止めているんですね。なので学校も、じゃどういったところと対応していくのかとか、フリースクールの対応とか、フリースクールと言われてないものも含めていくと際限がなくなってしまうので、どういうところときちんと連携して、パートナーとしての関係をつくっていくのかというのは、ここで出した基準を基に考えていくことなのかなというふうに受け止めているんですけども、文科省の通知について何か説明できますか。

教育支援課長。

○牛込教育支援課長 令和元年10月に出された文科省の通知の一番のポイントは、これまで学校復帰を前提とした支援をしていくということを中心に掲げていたんですけども、改めて学校に登校するという結果のみを目標としないと。子どもの社会的自立を目的として、それを支援していくという考え方が改めて示されたところでございます。

それを踏まえて、フリースクールに通う児童生徒についても、学校は関わりをもって支援をしていかなければならないということで、この報告書において掲げた活動を把握するためのポイントを、フリースクールを見るときに着眼点として学校に受け止めてもらって、これを踏まえた上で具体的な取組をしてもらうということで、取り組み事項(例)を挙げております。

また、この報告書を踏まえて、学校に対してここにも分かりやすい手引きを作成して、説明、周知をさらにしていきたいと考えています。

○竹内教育長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項の6、武蔵野市ロードレース2020（市内駅伝競技大会・市民健康マラソン大会）の実施についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 報告事項、武蔵野市ロードレース2020についてご説明いたします。

期日は、3月8日、日曜日、雨天実施で行います。

駅伝が午前9時半スタート、マラソンが11時15分スタートとなっております。

スタート地点は、陸上競技場、ゴールは市役所となっております。

駅伝は、定員140チーム、マラソンは定員230名で、現在、駅伝のほうに162チームの応募、マラソンのほうに265名の応募をいただいております。

協力は、下に記載のとおりとなっております、多くの方にご協力いただいて、安全に実施していきたいと思っております。

当日は、教育委員の皆様もご参加、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 小出委員が参加するので、市役所の西側のところで見えていたのね。ゴールへと入ってくるところ。あそこの分岐点がとても難しく、もう1周する人は入らなくていいんだけど、入る人はこっちに行かなきゃいけないのに、その分かれが難しく、私、昨年ね、誘導係をする結果になっちゃったの。なので、コースをはぐれることがないように、みんな一生懸命走っているから、あまり看板とかも見る余裕がない方もあるかもしれないし、見やすいコースの表示と説明が必要かなと思って。

以上です。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 私も山本委員と一緒に、去年、同じところにいたんですけども、迷っているランナーが多いの。あれはかわいそうですね。要するに、もう後れちゃう。抜けられるのに、どっちかなって迷っている。結構いたので。

○小出委員 2周、走る人と1周、走る人。

○山本委員 そうなんです。

○小出委員 2周、走る人は、多分、左側へ行くんですよ。

○山本委員 入らないのね。

○小出委員 そうですね。1周の人は右へ行くんです。それがはっきり分かっていたらいいんですけども、どうしても男子がうちの2、3が2周、走らなきゃいけない。だから、左へ行く。右はゴールです。

○清水教育長職務代理者 ちゃんと説明は、受けているんだろうと思うんです。ただ、実際、走ってみてあそこに行くと、何か表示がある方がいいと思います。

○山本委員 ちきんと誘導したほうが、いいんですよ。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 皆さんに分かりやすい表示等を行いたいと思います。ありがとうございます。

○竹内教育長 運営については、協力していただいている方もありますね。その方たちによくご案内して、よろしくをお願いします。

それでは、このほかにご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

では、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項7、令和元年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」開催報告についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 報告事項7、「未来をひらくはたちのつどい」の開催報告をいたします。

日時は、令和2年1月13日、午前10時半から市民文化会館で行いました。

対象は記載のとおりで、当日の天候は晴れで、気温も比較的暖かい日でした。

出席者は、新成人が675名、主催者・来賓が11名、恩師30名、お世話になった地域の方11名、保護者約70名となっております。当日は、車椅子利用者の方が1名、配慮が必要な方が3名、ご出席いただいております。

内容は、1部が式典、第2部がイベントで、本年度は日女体のチアリーディング及び地域スポーツクラブのニチジョククラブチアリーディングチームによるパフォーマンスを行っていただきました。

特別記念品抽選会を行い、当日は特に混乱もなく無事終了することができました。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項8、令和元年度 第4回武蔵野市子ども図書館文芸賞についてです。

説明をお願いします。図書館長。

○鎌田図書館長 それでは、武蔵野市子ども図書館文芸賞についてご報告いたします。

応募作品総数は567点、内訳は記載のとおりでございます。

受賞者については、別紙一覧表のとおりでございます。

表彰式を2月23日、2時から中央図書館のほうで行う予定にしております。

今年度の傾向といたしましては、応募総数そのものは3割ほど減少しております。これは読書感想文のほうで、学校単位で応募があった学校のほうが、今年度なかったというようなことが、大きく応募総数に影響いたしました。

一方で、読書感想文のBについては、昨年の31点から222点へと大幅に増えました。これも学校単位での応募がありましたことなどから、そのようなことで応募総数のほうの変化があったものと考えております。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、山本委員、どうぞ。

○山本委員 これを見せていただいて、読書感想文が、全部、成蹊小学校なんですよ。

本当にいい感想文を書いてこられるんですよ、成蹊小学校の皆さんは。何かどういうふうにしていらっしゃるのかなと思ったり、読書感想文が全てではないんだけど、違う視点で、これを捉える必要があるのかなと、思われるんです、毎年。いや、成蹊小学校がすごいんですけども。

○竹内教育長 私たち、成蹊小学校、昨年度でしたっけ。

○山本委員 はい、行きましたよね。

○竹内教育長 拝見したじゃないですか。さっきの学校施設整備基本計画にあるラーニング・コモンズという考え方を出しているんですけども、そのイメージに近いですよ、あそこの図書館。それと、お話を伺っていて、副校長先生から、高学年は国語を専科で教えていらっしゃるということも、いろいろとそういう環境面とか指導面で、ひょっとしたら何か参考になることはあるかもしれないですね。

ほかにはないでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 その他。次に、その他に入ります。その他として何かありますか。

○渡邊教育企画課長 ございません。

○竹内教育長 それでは、これをもちまして本日の公開部分の議事については終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和2年3月3日、火曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

午後0時07分 公開部分議事終了